

指定行政機関の国民の保護に関する計画の作成及び変更 都道府県の国民の保護に関する計画の変更

令和5年4月18日の閣議において、以下の指定行政機関（各府省庁）及び都道府県の国民保護計画の作成及び変更について「異議がない」旨を決定

【指定行政機関】

こども家庭庁、厚生労働省

【都道府県】

福島県、長崎県

- ・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、全ての指定行政機関及び都道府県が、国民の保護に関する計画を作成し、その後も必要に応じて計画を変更しており、計画の作成及び変更に当たっては、内閣総理大臣への協議が必要とされている（軽微な変更を除く）。
- ・ 今般、こども家庭庁から計画の作成について、厚生労働省、福島県及び長崎県から計画の変更について、それぞれ内閣総理大臣への協議の申出があったところ、その内容について問題がないことから、「異議がない」旨の閣議決定を行った。変更内容の概要は別紙のとおり。

【本件連絡先】内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付

内閣参事官 東 高士

内閣事務官 松本 修明

TEL（代表）5253-2111（内線）82670

指定行政機関及び都道府県の国民保護計画の作成及び変更概要

1 指定行政機関国民保護計画の作成及び変更

【こども家庭庁】

令和5年4月新設に伴い、厚生労働省から移管される児童福祉法等に係る事項（障害児等への配慮、都道府県への支援、被災施設の復旧等）を含む国民保護計画を新たに作成

【厚生労働省】

こども家庭庁への事務移管に伴う国民保護計画の変更

2 都道府県国民保護計画の変更

【福島県】

県対策本部の体制強化（機能班の下位組織としてユニット構成を新設）、
武力攻撃原子力災害対策の記載の修正（PAZ、UPZ相当地域の住民避難）

【長崎県】

県対策本部の体制強化（保健医療福祉調整班の新設）